

平成16年4月15日

愛知県知事 神田 真秋 様
愛知県廃棄物処理施設審査会議 様

ダイオキシン・処分場問題愛知ネットワーク/代表 吉川 三津子
PCB処理を考える市民会議/幹事 松村 薫
「瀬戸市にこれ以上産廃はいらない」会/代表 川村 正子
森本 真樹

愛知県廃棄物処理施設審査会議の公開を求める要望書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）の改正や、愛知県の条例整備等で、住民が意見を述べる機会は拡大されました。しかし、審査会で審査が始まると、私たち住民には会議の中身を知る術は全くないのに対して、申請業者には、審査会から資料請求や疑問への回答を求められる機会が与えられ、相変わらず許可を前提とした審査であると思えてなりません。

廃棄物処理法の「廃棄物処理施設設置許可申請書」の縦覧制度で提出された意見書に対し、業者がどのような回答をしたのか、審査委員によりどのように調査や現場確認がされたのかを私たちが知ることが出来るのは、許可不許可が決定してしまった後です。間違った判断がされたとしても、取り返しがつきません。

愛知県は、「個人の情報、法人の内部管理情報について調査審議を行うとともに、特定の者の許可又は不許可の処分に絡む内容を審査することから、会議を非公開」としています。しかし、廃棄物問題の公文書不開示に対する裁判や愛知県情報公開審査会の答申により、法人情報・個人情報であるが故に非公開とされてきた情報も、環境・生命に関わる問題であるとし、公開されるようになっていくこと。廃棄物処理法の縦覧で、誰もが個人情報や法人情報が含まれた申請書の閲覧ができること。廃棄物処理法の記録の閲覧制度により、利害関係者が急に施設を訪れても、該当する書類を見ることが出来ること。名古屋市では、平成13年1月15日より、廃棄物施設の許可不許可を審査する「名古屋市廃棄物処理施設専門委員会」の傍聴が、予約制でできるようになっているなど、全国でも公開の方向に進んでいること。以上より、愛知県に於いても、廃棄物処理施設の設置に係る審査会の公開を強く要望致します。

（問い合わせ先）

〒496-0931

海部郡立田村早尾字南川並 225-66

吉川 三津子

(T&F) 0567-25-4875